

大村市新ごみ処理施設整備・運営事業  
実施方針に関する質問回答

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
1	実施方針	—							用語の定義	運営事業者の行う「本業務」とは「運營業務」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施方針	—	用語の定義						共同企業体構成員と ならない協力企業	①「事業者」の定義では「本市と事業契約を締結し」とありますが、「応募者」を構成する企業の中には事業契約の当事者とならない者＝事業者とはならない企業も含まれるという理解で宜しいでしょうか。②「協力企業」の定義では「SPCに出資しない企業」とありますが、建設事業者である共同企業体にも出資しない企業が含まれるという理解で宜しいでしょうか。	①について、事業契約はご理解のとおりです。ただし、基本契約・協定は締結します。②について、お見込みのとおりです。
3	実施方針	2	第1節	5					本事業対象施設の概要	表内の「その他関連施設等」管理棟、計量棟、洗車場、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン、構内照明、植栽、外構等と記載がございますが、これらを含めて事業者が設計建設を行う範囲をご教示願います。	詳細は、入札公告時に要求水準書等をご確認ください。
4	実施方針	2	第1節	9					大規模修繕工事	40年以上にわたって本施設を使用する予定であるとありますが、運営期間終了後の20年間に大規模修繕工事が実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施方針	2	第1節	7					契約の形態	現時点のもので結構ですので、要求水準書（案）、基本協定（案）、基本契約（案）、建設工事請負契約（案）、運營業務委託契約（案）をご提示願います。	入札公告時にご確認ください。
6	実施方針	3	第1節	10	(1)	(エ)			設計・建設に係る許認可申請（本市への支援含む）	確認申請の敷地境界は既設を含んだ増築申請になると思われませんが、設計にあたり、以下の資料をご提示いただけないでしょうか。 ・敷地境界内の建築物の建築面積及び延床面積 ・敷地境界内の既設の緑地面積	詳細は、入札公告時に入札説明等をご確認ください。
7	実施方針	3	第1節	10	(2)	イ	(ア)		本施設への処理対象物の搬入	本業務は建設期間における試運転期間にも適用されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施方針	3	第1節	10	(2)	イ	(オ)		行政視察対応	行政視察対応には議会も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、小学生の社会科見学と一般の視察対応は事業者でしょうか。	行政視察対応は、本市で行います。その他の対応は、入札公告時に公表する要求水準書（運營業務編）にて確認願います。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
9	実施方針	3	第1節	11					法令等の順守	今回の計画にあたり、関連法、条例の取り扱い解釈等について確認したい場合、関係官公署（建築指導課、消防等）へ協議を行ってもよろしいでしょうか。	関係法令及び条例等、設計建設に係る事前協議が必要な場合は、事業者の判断となります。
10	実施方針	5	第2節	2	(1)				事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	SPCの設立に2ヵ月かかるので、落札者決定から仮契約まで2ヵ月を確保いただけないでしょうか。	詳細は、入札公告時に入札説明書をご確認ください。
11	実施方針	5	第2節	2	(1)	③			実施方針等に関する質問への回答	より良い提案とコスト縮減を検討するため、なるべく早く（令和7年2月28日の質問回答時等）に本事業の要求水準書案および関連資料をご提示いただけないでしょうか。	No. 5の回答をご参照ください。
12	実施方針	5	第2節	2	(1)	⑱			事業提案書受付期限	令和7年9月中旬を事業提案書受付期限とされていますが、実施方針公表時に要求水準書案のご提示がないこともあり、十分な見積期間がとれないことからコスト縮減が困難です。事業提案書受付期限を10月中旬以降としていただくことは可能でしょうか。	詳細は、入札公告時に入札説明等をご確認ください。
13	実施方針	5	第2節	2	(1)	㉔			仮契約締結	仮契約締結時期が2月との記載ですが、落札者が決定する1月上旬以降特別目的会社を設立する期間（2ヵ月程度）を見込んで仮契約の時期を調整いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 10に同じ。
14	実施方針	6	第2節	2	(2)	ア	(エ)	b	事業者の募集及び選定手続き等	応募者の特殊な技術、ノウハウ等に関わる応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある質問については、公表せず、応募者に対して個別に回答する場合がありますが、応募者が非公表を希望する場合には質問内容に理由を記載し、個別回答を希望させていただくことは可能でしょうか。	応募者が非公表を希望する場合には質問内容に理由を記載の上、個別回答を希望することは可とします。
15	実施方針	7	第2節	3	(1)	イ			参加資格要件	「応募者は、設計・建設工事において共同企業体を組織することができる」について共同企業体の形式は「甲型」「乙型」のいずれかは事業者にて選択可能ととしてよろしいでしょうか。またその場合、用語の定義より「共同企業体構成員」は「応募者のうち、建設事業者である共同企業体へ「出資」する企業」と定義されていますが「出資」は「甲型」の定義となることから「出資」の記載について変更いただくという理解でよろしいでしょうか。	共同企業体構成員の定義は「応募者のうち、建設事業者である共同企業体へ参加する企業をいう。」と読み替えてください。
16	実施方針	7	第2節	3	(1)	イ			参加資格要件	本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件について、新たな要件追加をご検討されておりますでしょうか。	詳細は、入札公告時に入札説明書をご確認ください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
17	実施方針	8	第2節	3	(2)	イ	(ア)	d	監理技術者の配置	プラント工事ならびに建築工事の監理技術者について、設計製作期間と工事期間で交代は認められるとの理解でよろしいでしょうか。 尚、国土交通省から通知されている『監理技術者制度運用マニュアル』において、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点」において、監理技術者の途中交代が認められております。	監理技術者制度運用マニュアルに記載のとおり、工場から現地へ工事の現場が移行する場合は、交代可能です。
18	実施方針	8	第2節	3	(2)	イ	(ア)	d	監理技術者の配置	共同企業体(分担施工方式)の場合、プラント工事の監理技術者の現場常駐は、プラント工事施工時及びプラント本工事着手時(準備工事を含む)からでよろしいでしょうか。また、現場代理人も同様の期間としてよろしいでしょうか。	No. 17に同じ。
19	実施方針	8	第2節	3	(2)	イ	(ア)	d	監理技術者の配置	共同企業体(分担施工方式)の場合、建築工事及びプラント工事の監理技術者・現場代理人は、契約締結後、各々の現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和していただけますでしょうか。	大村市HP「現場代理人の取扱いについて」をご確認ください。 工事現場において作業が行われない期間については「現場代理人の常駐を要しない場合」に該当します。
20	実施方針	8	第2節	3	(2)	イ	(イ)		本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	「少なくとも1者が次の要件を全て満たすこと」とありますが、a～eの要件すべてを満たすものが1社しかなく、その企業が共同企業体構成員として契約当事者にならない下請企業でも宜しいでしょうか。	構成員又は協力企業とすることあるので、下請企業は要件を満たしません。
21	実施方針	8	第2節	3	(2)	イ	(イ)	c	本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	今回、構成員又は協力企業での参加の場合、電気、管工事を行うものは、「c 大村市入札参加資格申請」を受けていれば、その他の要件は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	実施方針	8	第2節	3	(2)	イ	(イ)	c	本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	「大村市入札参加資格審査申請(令和7・8年度)を受け、建築一式工事の認定を受けていること」とありますが、認定を受けているという判断基準は、大村市入札参加資格者名簿に記載があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	実施方針	8	第2節	3	(2)	イ	(イ)	d	本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	「監理技術者資格証(建築工事業)の交付を受けている者であって、(中略)本工事に専任で配置できること」とありますが、建設業法上監理技術者は1名を配置すればよいので、本要件については本工事の監理技術者として配置するのではなく、監理技術者資格証を有する者を担当者として配置するという理解でよろしかったでしょうか。	監理技術者資格証を有する者を専任で配置してください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
24	実施方針	8	第2節	3	(2)	イ	(イ)	e	本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	「一般廃棄物（ボイラー・タービン式発電設備付）の建築物に係る建設工事を元請又は構成員として施工した実績」とありますが、多くの事業者が参加できるよう、1次下請業者として施工した実績もお認め頂けないでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。
25	実施方針	8	第2節	3	(2)	イ	(イ)	e	本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	「なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合の者であること」とありますが、多くの事業者が参加できるよう、15%以上の出資比率の実績もお認め頂けないでしょうか。	共同施工方式（甲型JV）の場合は、出資比率20%以上の実績が要件となりますが、分担施工方式（乙型JV）の実績においてはこの限りではありません。
26	実施方針	8	第2節	3	(2)	イ	(イ)	e	本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	“一般廃棄物処理施設の建築物に係る建設工事を元請又は構成員として施工した実績を有する者”とありますが、用語の定義で「構成員」は「応募者のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。」とあります。「構成員」の定義が混在するため“一般廃棄物処理施設の建築物に係る建設工事を元請又は共同企業体に参加している（甲型、乙型問わず）構成員として施工した実績を有する者”と読み替えてよろしいでしょうか。	ご質問の当該箇所については「e 一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付）の建築物に係る建設工事を元請又は共同企業体構成員として施工した実績を有する者。」また、No. 15の回答をご参照ください。
27	実施方針	9	第2節	3	(2)	イ	(ウ)	a	本施設の運営を行う者の要件	「一般廃棄物処理施設の運転・維持管理を元請け（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として受注し」とありますが、運転又は維持管理を元請けとして受注した実績との理解でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	実施方針	12	第2節	4	(3)	イ	(ア)		特別目的会社の設立	特別目的会社の設置場所について、建設期間中には現場事務所としてよろしいでしょうか。また、運営事業者の所在地について大村市内とすることとありますが、特別目的会社の本店を本施設内に設置することは可能でしょうか。	特別目的会社の設置場所について、建設期間中には現場事務所とすることは可ですが、運営期間中の所在地については大村市内で本店所在地を確保してください。
29	実施方針	12	第2節	4	(3)	イ			特別目的会社の設立	「運営事業者の所在地は大村市内とすること」とありますが、他事例では本施設内としていることが多くございます。本事業においても同様に、本施設内にも含まれる理解でよろしいでしょうか。	No. 28の回答をご参照ください。
30	実施方針	12	第2節	4	(3)	イ			特別目的会社の設立	運営事業者の所在地は大村市内とすることとありますが、事業実施場所に登記することは可能でしょうか。	事務所の設置場所に登記してください。事務所の設置場所についてはNo. 28の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
31	実施方針	12	第2節	4	(3)	エ			接続検討申込	貴市が電力会社との事前相談を実施されている場合、また、これより協議がなされる場合におきまして、発電設備仕様等、設計検討に必須な諸元確認のため、事前相談の申込書とその回答等につきまして開示いただける理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	実施方針	12	第2節	4	(3)	エ			接続検討の申し込み	落札者決定後、接続検討の申し込みを行わなければならないとありますが、仮契約締結後と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	実施方針	13	第3節	4					余熱利用計画	電力供給を周辺施設にするとのことですが、供給が想定される下記施設の消費電力量(kW)をご教示願います。 ・大村市役所 ・周辺公共施設（屋内プール） ・敷地内送電必要施設 また、それぞれの施設における平日昼間、平日夜間、休日の消費電力についてご教示願います。	電力供給については、入札公告時に入札説明書等の資料をご確認ください。
34	実施方針	13	第3節	4					余熱利用計画	「運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本施設内での利用及び大村市役所新庁舎及び周辺公共施設（屋内プール）への電力供給を行うとともに、・・・」とありますが、本施設から大村市役所新庁舎及び周辺公共施設（屋内プール）への配線設備（自営線）は業務範囲でしょうか。	詳細は、入札公告時に入札説明等をご確認ください。
35	実施方針	13	第3節	4					余熱利用計画	電力供給、温水供給の所掌分岐点（責任分界点）をご提示いただけますでしょうか。	詳細は、入札公告時に入札説明等をご確認ください。
36	実施方針	13	第3節	4					余熱利用計画	大村市役所新庁舎への電力供給を行うとありますが、受電方式（高圧受電か特高受電か）および逆潮流制限の有無（逆潮流可能電力量）についてご教示願います。	高圧受電、逆潮流制限2000kWとなります。
37	実施方針	13	第3節	4					余熱利用計画	周辺公共施設（屋内プール）へは温水により余熱（3GJ/h程度を想定）も供給するとありますが、より良い提案を行うために以下のご提示をお願いします。 ・温水の送り、還り条件（圧力・温度・最大流量・最小流量・平均流量）	詳細は、入札公告時に入札説明等をご確認ください。
38	実施方針	13	第3節	4					余熱利用計画	周辺公共施設（屋内プール）へは温水により余熱（3GJ/h程度を想定）も供給するとありますが、年間発電量においては全炉停止以外の期間において、3GJ/hを24h間連続で供給するものとして算出するものと考えてよろしいでしょうか。	No. 37の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
39	実施方針	13	第3節	4					余熱利用計画	電力・温水の供給は運営期間が開始する令和12年7月から実施するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	実施方針	13	第3節	5					売電収入の帰属先	運營業務期間における売電収入は本市に帰属するとありますが、売電に必要なアンシラリー料金については貴市にてご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	実施方針	14	第3節	7					保険	本市が提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げないとありますが、貴市が加入する保険の詳細（特に火災保険）をご教示願います。	火災保険は、全国市有物件災害共済会に加入しています。
42	実施方針	14	第3節	9					地元雇用や地元企業の活用	「ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、本市に営業所を有する企業を優先し、選定するよう努めること。」とありますが、支店も含まれる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	実施方針	14	第3節	9					地元雇用や地元企業の活用	本社又は本店だけでなく、営業所も地元貢献の観点から定量的に評価する対象となるのでしょうか。	詳細は、入札公告時に入札説明等でご確認ください。なお、営業所は市内業者には該当しません。
44	実施方針	15	第4節	1, 2					都市計画事項	計画敷地は建築基準法51条の規定に基づき、都市計画法上の敷地の位置が決定されている場合は「事業実施区域：22,058㎡」の事業実施区域図をご提示いただく理解でよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に入札説明書等をご確認ください。
45	実施方針	15	第4節	2					都市計画事項	用途地域は準工業地帯のため、長崎県建築基準条例により日影規制には抵触しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	実施方針添付資料2	18							リスク分担（案）物価変動リスク	リスク分担について、一定基準以上の物価変動リスクは貴市の負担となっておりますが、その基準については、入札公告時にお示しいただける契約書（案）及び入札説明書等にて具体的な数値をご提示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に入札説明書等をご確認ください。
47	実施方針	18							リスク分担（案）物価変動リスク	P18実施方針添付資料2 リスク分担（案）のうち「物価変動リスク」については【大村市工事請負契約書第25条第6項（インプレスライド条項）の適用について】が準用されるものと理解してよろしいでしょうか。 <a href="https://www.city.omura.nagasaki.jp/keiyaku/shise/nyusatsu/nyusatsu/information/infuresuraido.html">https://www.city.omura.nagasaki.jp/keiyaku/shise/nyusatsu/nyusatsu/information/infuresuraido.html</a>	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
48	実施方針	18							リスク分担(案) 物価変動リスク	全体スライド適用時において、①プラント建設②建築物建設③プラント及び建築物建設と各構成企業毎に適用を判断し、各々の残工事に対し負担率(一定の範囲)を除いてスライド計算をする等、その計算方法については各々(プラント建設・建築物建設)とする考え方でよろしいでしょうか。条項詳細をご教示願います。	基本的にはお見込みのとおりと考えますが、詳細は本市と協議にて決定するものとしします。
49	実施方針	18							リスク分担(案) 物価変動リスク	「大村市工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)の適用について」の模式図では起算日が契約日となっておりますが、一般公共事業と異なり本事業の特性から、入札日(事業提案書受付日)令和7年9月、契約日が令和8年3月と6か月以上の期間が空きます。他案件でも認められていますと同様に、起算日を「事業提案書受付日」としていただけますようお願いいたします。	起算日は契約日となります。
50	実施方針	18							リスク分担(案) 物価変動リスク	貴市と本事業落札者とは入札見積内訳書において単価合意協議の実施ならびに入札日を起算点とし、以後の物価変動協議を実施する(設計業務実施後、貴市の承認する見積内訳書において物価変動があった場合も含む)と理解しておりますが、その他にお考えの手法がございましたら詳細をご教示願います。	詳細は落札者決定後に落札者と協議の上、決定するものとしします。
51	実施方針	18							リスク分担(案) 物価変動リスク	物価上昇を測る指標については公共建築工事積算基準等ありますが、採用される指標をご教示願います。	詳細は、入札公告時に入札説明等をご確認ください。
52	実施方針	18							リスク分担(案) 物価変動リスク	昨今の建設市場の資機材、人件費高騰は、建設物価本等では市場の高騰に追いついてない現状があります。その点も踏まえ、物価変動リスクの範囲についてご教示願います。	詳細は、入札公告時に入札説明等をご確認ください。
53	実施方針添付資料2	18							リスク分担(案) 不可抗力リスク	リスク分担において、一定の範囲外(1%)の不可抗力が事業者の負担となっておりますが、何を基準として1%の範囲を判断するのかご教示ください。	詳細は、入札公告時に建設工事請負契約書(案)をご確認ください。
54	実施方針	18							リスク分担(案) 不可抗力リスク	不可抗力リスクを1%と規定されていますが、対象をご教示願います。	No. 53に同じ。
55	実施方針	18							リスク分担(案) 不可抗力リスク	ここでいう不可抗力には、コロナ等の2類以上感染症も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	状況に応じた判断とします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
56	実施方針添付資料2	18							リスク分担（案） 各種調査不備リスク	貴市が実施した測量・地質調査等の不備による対応費用については、貴市の負担とありますが、見積依頼時の質問回答書添付資料10_土壤汚染状況調査業務委託より、令和12年2月からの整備区域の一部に基準不適合範囲が含まれております。要措置区域に指定された場合は貴市が工事着手前に措置を行っていただけたと考えて宜しいでしょうか。	事業着手前に基準不適合範囲の土壤は本市で撤去する予定です。
57	実施方針添付資料2	18							リスク分担（案） 各種調査不備リスク	貴市が実施した測量・地質調査等の不備による対応費用については、貴市の負担とありますが、見積依頼時の質問回答書No. 4回答③より、「敷地境界を取合点とし、埋設物はないものとし、本工事内として費用を計上して下さい。」とあります。埋設物が発見された場合の撤去費用等は貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。	建設予定地となる地下埋設物については、既存し尿処理施設解体時に撤去の予定です。
58	実施方針添付資料2	18							リスク分担（案） 各種調査不備リスク	大村湾側には護岸構造物が現存するものと思われま。この護岸構造物は事業実施区域内に地中内で入り込んでおらず、基礎工事や杭工事において地中障害となるような影響はないと考えてよろしいでしょうか。また、仮に大地震時に護岸が損傷して事業実施区域内の地盤にも損傷が生じることにより、本工事で設置した建物やその他の施設にも損傷が生じた場合の復旧リスクは貴市のリスクと考えてよろしいでしょうか。	地中障害となるような埋設物等はないものと考えます。 地震等の不可抗力によるものは、リスク分担（案）に記載のとおりです。
59	実施方針添付資料2	18							リスク分担（案） 各種調査不備リスク	大村湾側の護岸構造物について図面等、情報がわかる資料があればご提示いただけないでしょうか。	現在、提示できるものはありません。
60	実施方針	18							リスク分担（案） 各種調査不備リスク	本項に規定されている分担は、貴市が実施した調査について不備があった場合の再調査及び追加調査は、貴市で実施されるという理解でよろしいでしょうか。	本市から提示する調査結果そのものの不備についてはお見込みのとおりですが、不足する情報の補完を目的とする調査については、事業者の責任負担において実施の上、適切な判断のもとに設計してください。
61	実施方針	18							リスク分担（案） 各種調査不備リスク	事業敷地に地中残存物、土壤汚染は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 56、No. 57に同じ。
62	実施方針	18							リスク分担（案） 設計・設計変更リスク 建設着工遅延リスク	本項は、前項の調査に基づき新たに発覚した事実による設計変更に対しても適用されると考えてよろしいでしょうか。	状況に応じての判断となります。 例として地中残存物、土壤汚染が新たに発覚した場合についてはお見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
63	実施方針	18							リスク分担（案） 技術革新	技術革新に関しては事業者より提案可能なものとし、その採用における費用分担は都度ご協議いただくという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	実施方針	18							リスク分担（案） ごみ質の性状変動リスク	低質～高質の範囲内は事業者負担とされておりますが、運転管理費、維持管理費については基準質にて算出することが一般的です。 長期間にわたり、ごみ質が基準質から乖離する場合には、リスク分担についてご協議いただけないでしょうか。	低質ごみ～高質ごみの範囲内は事業者負担とします。